

ちいき あんしん く
地域で安心した暮らしを!!

ほっとサービス

「ほっとサービス」には「^{あんしん}安心してほっとする」
という意味と、「^{いみ}ほっとな思いで^{おも}熱心^{ねっしん}にお手伝^{てつだ}いする」
という2つの意味が込められています。

このようなことで^{こま}**困**っていませんか？

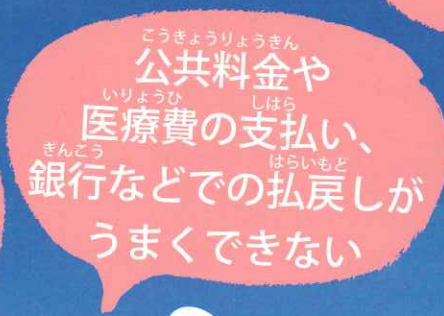
^{つうちょう}通帳やはんこ、
^{たいせつ}大切な書類を
よくなくしてしまう



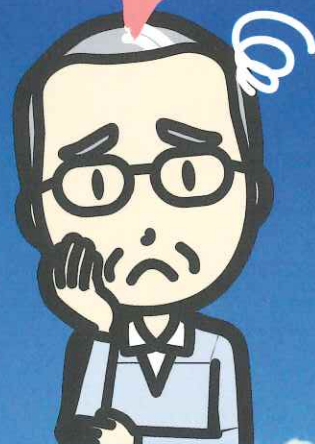
^{ふくし}福祉サービスの
^{りよう}利用のしかたが
わからない



^{こうきょうりようきん}公共料金や
^{いりようひ}医療費の支払い、
^{きんこう}銀行などでの^{はらいもど}払戻しが
うまくできない



^{やくしょ}役所から^{とど}届く^{しよるい}書類を
どうしたらいいのかわからない



ほっとサービスをお届けします。

お届けするのは、
^{いいづかししゃかいふくしきょうぎかい}飯塚市社会福祉協議会
^{けんりようご}権利擁護センター「ファミリア」です。

Q どんな人が利用できますか？

A 認知症、知的精神障がい者、難病疾患など、判断能力が不十分なため、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の管理に困っている方などが利用できます。

※この事業を利用する意思があり、必要な契約内容について理解できる方が対象となります。

※療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っていたり、認知症と診断を受けている方に限られるものではありません。

※施設や病院に入所、入院された場合でも利用できます。



Q どんなサービスがありますか？

A 次のようなお手伝いをします。

福祉サービスの利用援助

福祉サービスを安心して利用できるよう相談を受けます。

- 福祉サービスの情報提供、助言、利用する(やめる)ための手続き
- 福祉サービスについて不満があるとき、苦情解決制度を利用する手続きのお手伝い

【お手伝いできないこと】

本人の買い物支援、保証人、施設や病院の入所・入院の手続き

福祉サービスを利用するにはどうしたらいいの？



日常的な金銭の管理

毎日の生活に欠かせないお金の出し入れをお手伝いします。

- 年金や福祉手当等の受領に必要なお手伝い
- 生活費の定期的なお届け、お金の使い方についての相談、助言
- 福祉サービスの利用料や医療費、公共料金や家賃などの支払いのお手伝い

【お手伝いできないこと】

預金の資産運用や確定申告、債務整理にかかる手続き

月々の支払いがきちんとできているか心配...



書類等のお預かり

大切な書類や印鑑、証書などを安全にお預かりします。

- 保管できるもの
年金手帳・証書、預貯金通帳、登記識別情報通知書、印鑑、キャッシュカードなど

【保管できないもの】

宝石、書画、骨董品、貴金属類、鍵など

通帳や印鑑をどこに置いたか忘れてしまう...



Q 費用はかかりますか？

A 相談は無料ですが、契約後は利用料や預かり料が必要です。

利用料



1 時間まで	1,200円
1 時間を超えて 1 時間 30 分まで	1,800円
1 時間 30 分を超えて 2 時間まで	2,400円
2 時間を超えて 2 時間 30 分まで	3,000円
2 時間 30 分を超えて 3 時間まで	3,600円
3 時間を超えた場合	4,200円
生活保護を受けている方	1回500円



預かり料

飯塚市社会福祉協議会でお預かりする場合

日常的な金銭管理にかかる書類等を預かります。

(預貯金通帳、通帳印など)

月 350 円 (年 4,200 円)

銀行の貸金庫等でお預かりする場合

普段取り扱わないその他の書類等を預かります。

(年金手帳・証書、預金通帳、登記識別情報通知書、

実印、キャッシュカードなど)

月 250 円 (年 3,000 円)

生活保護を受けている方

月 500 円



サービス利用手続き

相談

まずは、権利擁護センター「ファミリア」
までご連絡ください

訪問

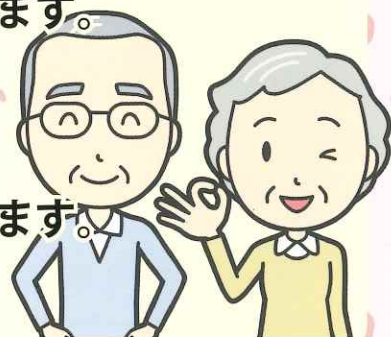
社会福祉協議会の専門員が訪問し、
利用申し込み書を作成します。
ご本人のお困りごとや契約の意思を確認します。



支援計画作成

専門員がご本人と話し合っ、支援計画を
作成します。よろしければ契約します。

契約



支援開始
有料

社会福祉協議会の生活支援員が
支援計画にそったお手伝いを始めます。

※ここから利用料・預かり料が発生します。

安心してご利用していただくために

この事業の透明性を確保し、ほっとサービスの援助を適正に行うために、
弁護士や研究者等で組織する「運営審議会」を設置しています。

サービスに対しての苦情があるときは「運営審議会事務局（電話：0948-24-4500）」
または福岡県社会福祉協議会に設置されています「運営適正化委員会（電話：092-915-3511）」
までご連絡ください。

社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会

権利擁護センター「ファミリア」

〒820-0011 飯塚市柏の森 956-4

電話 0948-24-4500

ファックス 0948-23-2262

メール kenri@iisha.or.jp

《受付 / 月～金曜（年末・年始・祝日を除く）午前8：30～午後5：00》